

深谷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置の許可等に関し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に行われるための措置を講じることにより、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ペット」とは、犬、猫その他の愛がん動物であつて、事業の用に供する目的で飼育されていたもの以外のものをいう。

2 この条例において「ペット霊園」とは、次のいずれかに該当する施設をいう。ただし、国又は地方公共団体が設置する場合及び専ら自己の利用に供する目的で設置する場合を除く。

(1) ペットの死がいを埋葬し、又は焼骨を埋蔵し、若しくは収蔵する施設

(2) ペットの死がいの火葬を行う設備（移動式焼却施設を含む。第10条第1項第12号において「ペット焼却炉」という。）を有する施設

(3) 前2号に掲げる施設の機能を併せ有する施設

3 この条例において「関係住民」とは、次に掲げる者をいう。

(1) ペット霊園の敷地の境界からおおむね100メートル以内の区域に居住し、又は土地若しくは建築物を所有し、若しくは使用する者

(2) 市長が必要と認める者

(設置等の許可)

第3条 ペット霊園を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1) ペット霊園の区域及び面積

- (2) ペット霊園の区画数
- (3) ペット霊園の設備の位置及び構造
- (4) ペット霊園の維持管理に関する計画
(事前協議)

第4条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、ペット霊園の設置等に関する計画（以下「設置等計画」という。）について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の規定による協議を行うときは、規則で定める協議書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による協議において、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(標識の設置等)

第5条 申請予定者は、設置等計画に係る土地の見やすい場所に、規則で定めるところにより、当該計画の内容を記載した標識を設置しなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の標識を設置したとき及び標識の内容を変更したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催等)

第6条 申請予定者は、関係住民に対し、規則で定めるところにより、設置等計画について説明会を開催しなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の説明会を開催したときは、速やかに、その内容を市長に報告しなければならない。

(関係住民との協議等)

第7条 関係住民は、申請予定者に対し、前条第1項の説明会が開催された日から起算して30日以内に、設置等計画について意見の申出をすることができる。

- 2 申請予定者は、前項の意見の申出があったときは、申出をした関係住民と協議しなければならない。

3 申請予定者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかに、その内容を市長に報告しなければならない。

(事前協議の終了)

第8条 市長は、前条第3項に規定する報告により、事前協議が終了したと認めるときは、規則で定めるところにより、申請予定者に通知するものとする。

(許可の申請)

第9条 申請予定者は、前条の規定による通知を受けた後に、規則で定める期間内に申請書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第10条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、当該申請に係る設置等計画について、次に掲げる基準に適合していると認められるときでなければ、第3条の許可をしてはならない。

(1) 申請予定者が所有する土地(当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。)であること。

(2) 設置等計画に係る土地に隣接するすべての土地の所有者(公道等により接する土地の所有者を含む。)の同意を得ていること。

(3) 住宅及び病院、学校、保育所、公園その他の公共的施設の土地の境界から設置等計画に係る土地の境界までが、100メートル以上離れていること。ただし、関係住民の各世帯の代表者及び各施設の管理者の総数の3分の2以上の者から同意を得たときを除く。

(4) 河川又は湖沼から20メートル以上離れていること。ただし、河川管理者の許可等がある場合又は河川の改修等災害を防止するための措置がなされている場合を除く。

(5) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

(6) 境界に障壁又は樹木の垣根等を設置すること。

(7) 出入口に施錠ができる門扉を設けること。

- (8) 雨水等が停滞しないよう排水設備を設けること。
- (9) 便所、給水設備及びごみ処理のための施設を設けること。
- (1 0) 規則で定める緑地を設けること。
- (1 1) 設置等計画に係る土地に駐車場を設けること。
- (1 2) ペット焼却炉を設置しないこと。
- (1 3) 焼骨を埋蔵し、又は収蔵する施設であること。
- (1 4) 設置等計画に係る土地に接する道路の幅員が4メートル以上であること。
- (1 5) 前各号で定めるもののほか、必要な関係法令との調整が図られていること。

2 市長は、第3条の許可をする場合において、生活環境の保全上必要な限度において条件を付することができる。

(許可等の通知)

第11条 市長は、第9条の規定に基づく申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、規則で定めるところにより、当該申請をした者に通知するものとする。

(工事の着手の届出)

第12条 第3条の許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、当該許可に係るペット霊園の工事に着手しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(工事の完了検査等)

第13条 設置者は、前条の工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、前条の工事が許可の内容に適合していると認めるときは、設置者に対し、工事完了検査済証を交付するものとする。

3 設置者は、前項の工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、当該許可に係るペット霊園を使用してはならない。

(維持管理)

第14条 設置者は、ペット霊園に管理者を置き、当該許可に係る

維持管理に関する計画に基づき、維持管理を適正に行わなければならない。

(変更等の届出)

第15条 設置者は、軽微な事項を変更したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 設置者は、ペット霊園の設置若しくは変更に係る工事を中止したとき、又は、ペット霊園を廃止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継等)

第16条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者に対し、ペット霊園の状況等について報告を求め、又はその職員に、当該ペット霊園に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求がある時はこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告及び命令)

第18条 市長は、設置者に対し、設置者が第10条の許可の基準及び許可の条件に違反しているとき、又は第14条の維持管理を適正に行わないときは、期限を定め必要な改善を勧告することができる。

2 市長は、設置者が前項の規定に従わないときは、期限を定め、

必要な改善を命ずることができる。

(許可の取消し)

第19条 市長は、設置者が偽りその他不正の手段により、第3条の許可を受けたとき、又は前条第2項の規定による命令に従わないときは、その許可を取り消すことができる。

(使用禁止命令)

第20条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の使用の禁止を命ずることができる。

(1) 第3条の許可を受けずにペット霊園を設置し、又は施設の変更をした者

(2) 第13条第3項の規定に違反し、工事完了検査済証の交付前にペット霊園を使用した者

(3) 前条の規定により許可を取り消された者

(公表)

第21条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に違反し、ペット霊園を使用したときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にペット霊園を設置している者は、当該ペット霊園について第3条の許可を受けたものとみなす。